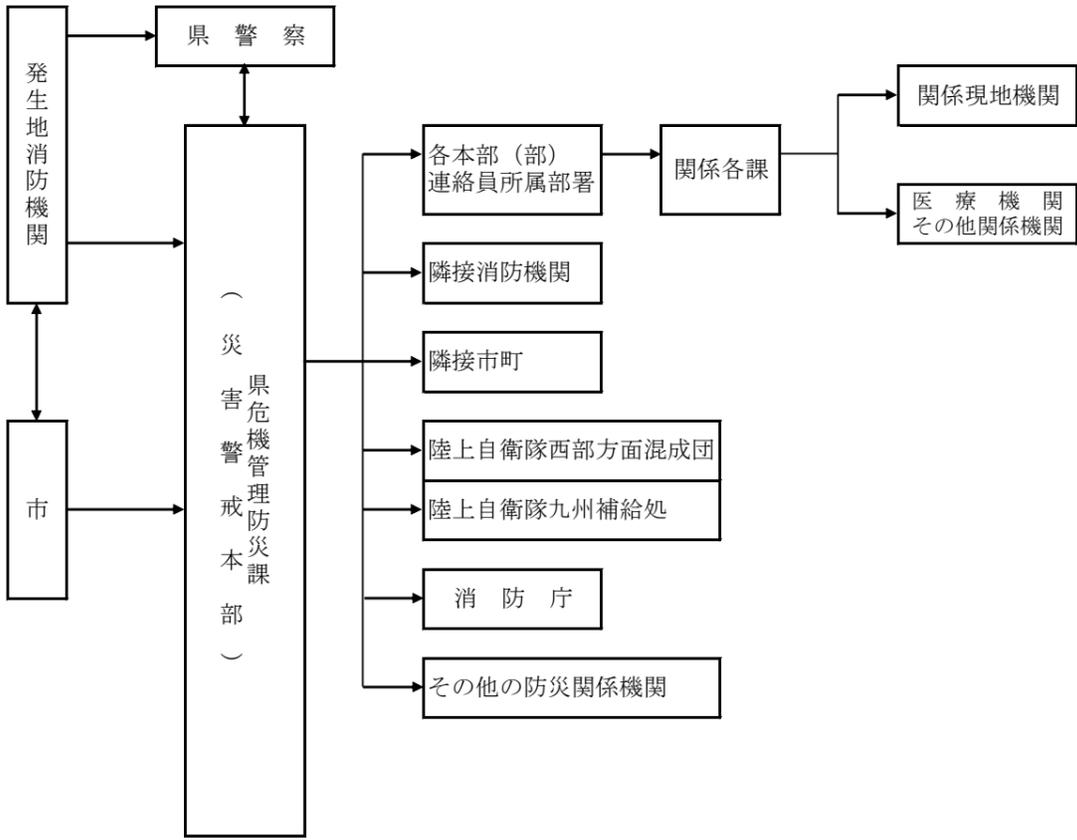
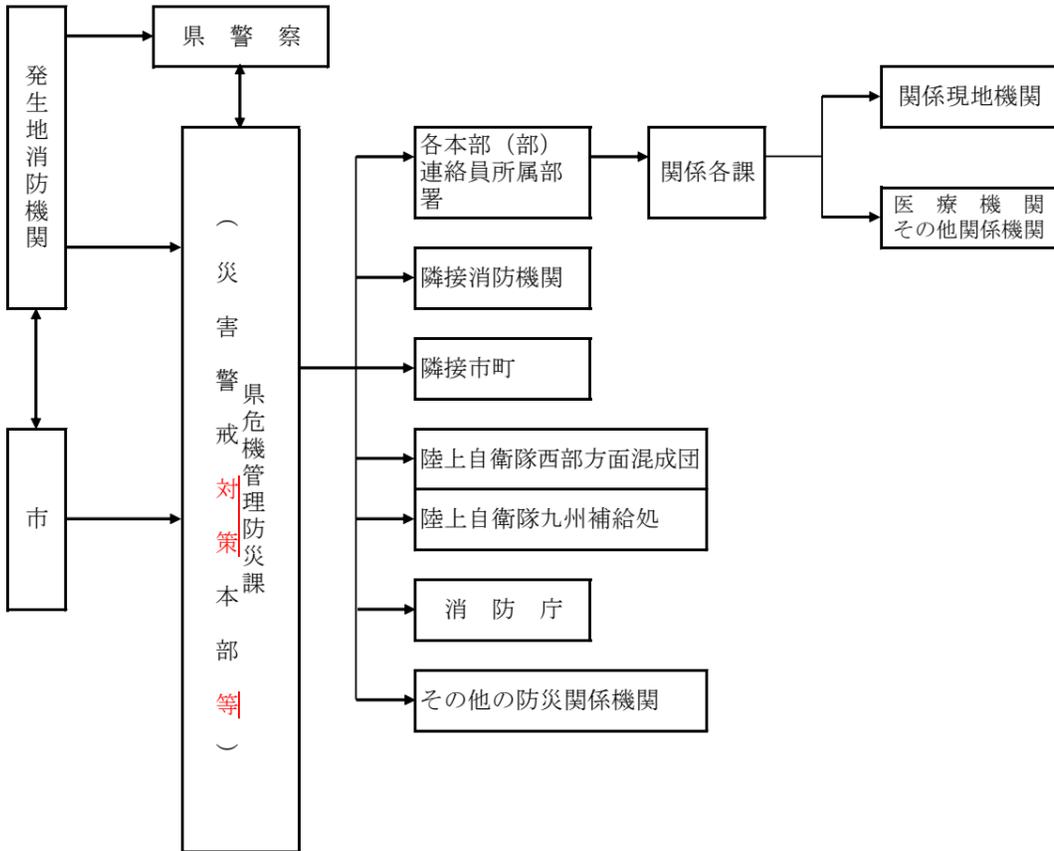


嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第2章 大規模火事災害対策 第1節 災害予防対策計画 第2項 火災に強い街づくりの推進	第2章 大規模火事災害対策 第1節 災害予防対策計画 第2項 火災に強い街づくりの推進	
333	(略) 2 都市の再開発の推進 市は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強いまちづくりを推進する。	(略) 2 都市の再開発 市は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を活用することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強いまちづくりに努める。	【市修正】
	第1節 災害予防対策計画 第4項 消火活動体制の整備	第1節 災害予防対策計画 第4項 消火活動体制の整備	
334	(略) 3 消防用資機材等の整備 市および消防署は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。	(略) 3 消防用資機材等の整備 市および消防署は、多様な災害に対応する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。	【国基本計画にて修正】
	第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制の確立	第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制の確立	
340	(略) 5 消火活動 (略) (1) 市及び消防署 (略) エ 緊急消防援助隊の出動要請 市及び消防署は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。 なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。	(略) 5 消火活動 (略) (1) 市及び消防署 (略) エ 緊急消防援助隊の出動要請 市及び消防署は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動要請の連絡を行う。 なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。	【県地域防災計画に整合】
	(次項)	(次項)	

嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
344	<p data-bbox="151 268 626 302">第2項 災害情報の収集、連絡、報告</p> <p data-bbox="151 338 679 411">1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート (略)</p> <p data-bbox="151 428 1041 462">(3) 大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）</p> 	<p data-bbox="1436 268 1881 302">第2項 災害情報の収集、連絡報告</p> <p data-bbox="1436 338 1964 411">1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート (略)</p> <p data-bbox="1436 428 2377 462">(3) 大規模火災拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）</p> 	<p data-bbox="2721 327 2881 394">【県地域防災計画に整合】</p>

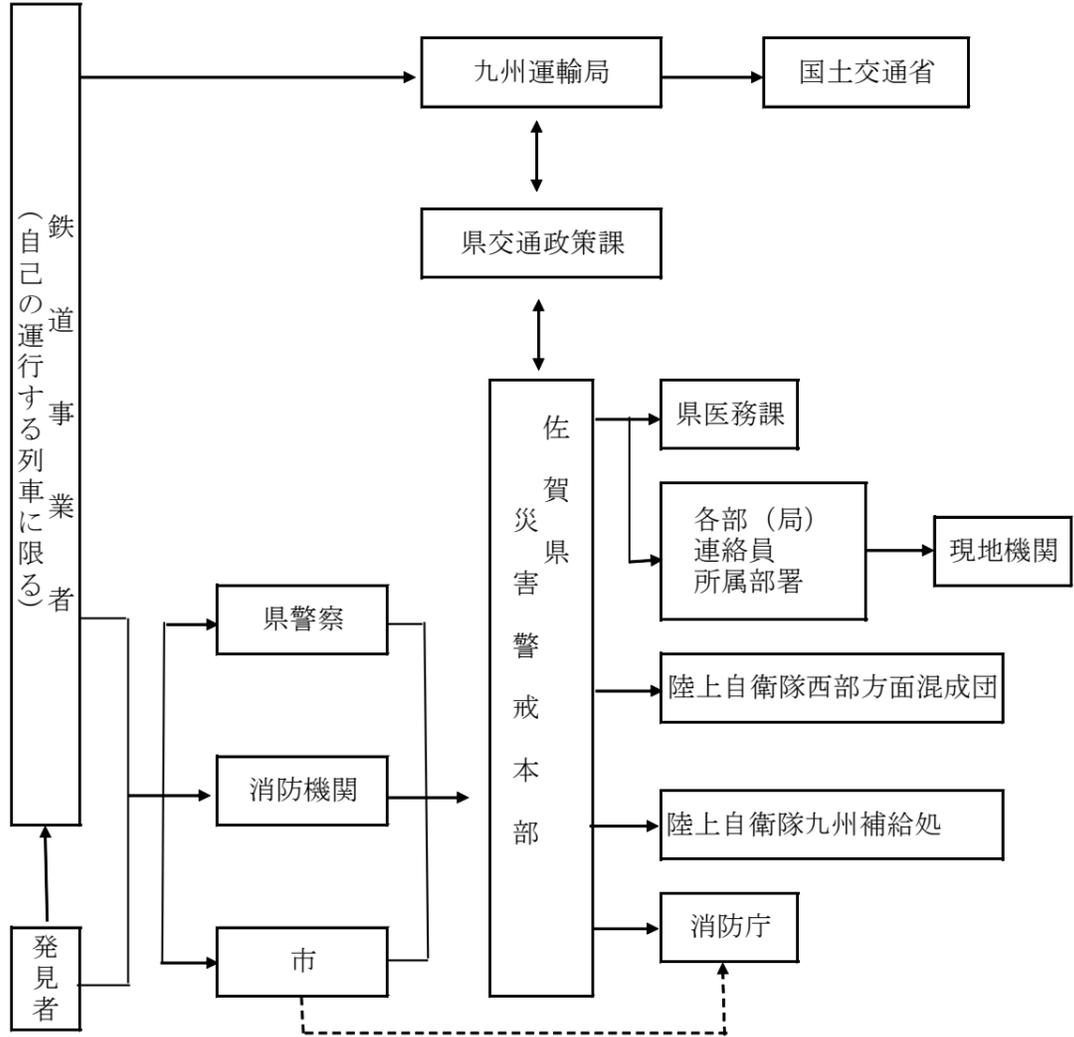
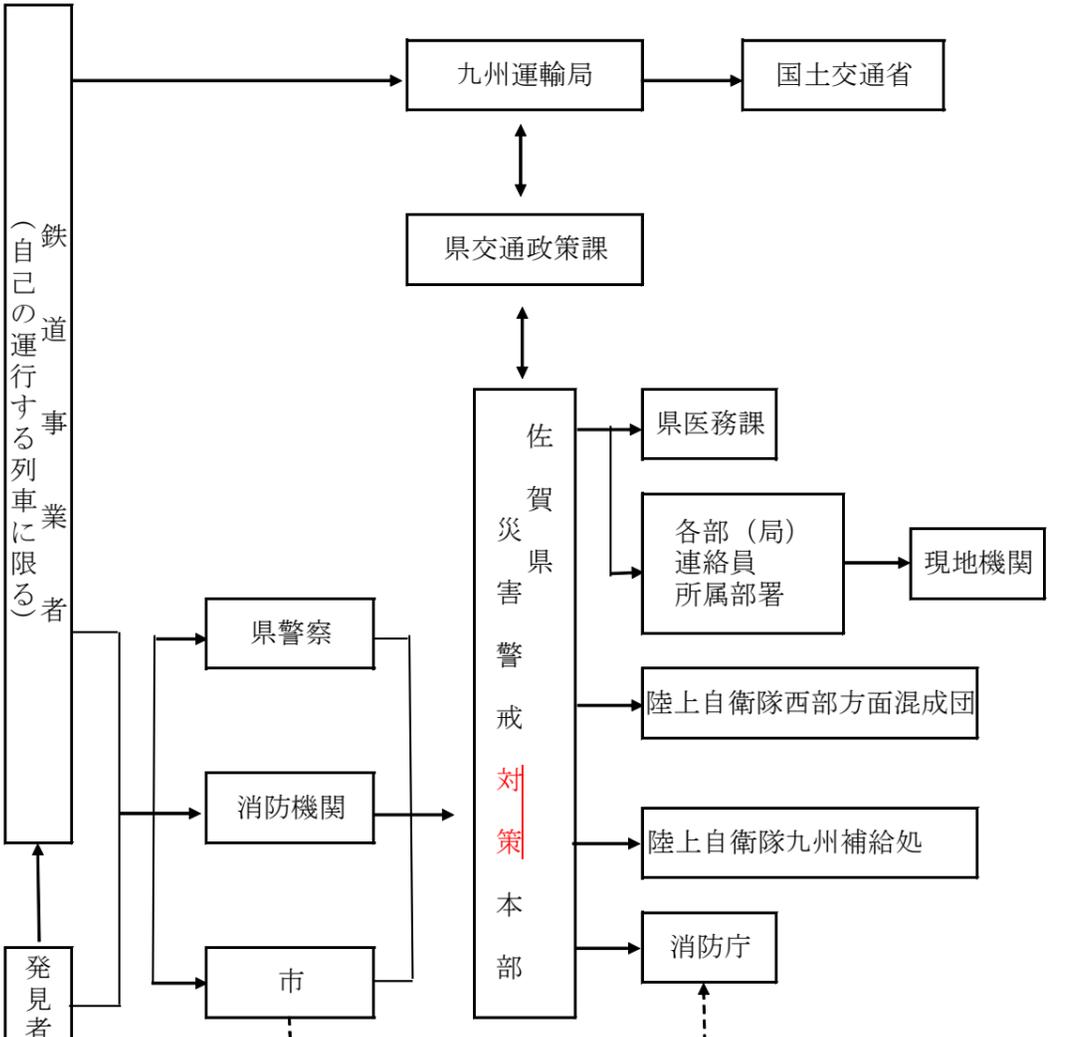
嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第3章 林野火災 第2節 災害応急対策計画 第3項 災害情報の収集・連絡、報告	第3章 林野火災 第2節 災害応急対策計画 第3項 災害情報の収集・連絡、報告	
364	1 林野火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）	1 林野火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 林野火災拡大時（災害警戒 対策 本部又は災害対策本部設置の場合）	【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第4項 消火活動	第4項 消火活動	
368	<p>3 空中消火活動 (略)</p> <p>(2) 市及び消防署の行う応援要請 市及び消防署は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア</u> 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p><u>イ</u> 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 空中消火活動 (略)</p> <p>(2) 市及び消防署の行う応援要請 市及び消防署は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。</p> <p><u>ア</u> <u>県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p><u>イ</u> 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p><u>ウ</u> 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。</p> <p>(略)</p>	【県地域防災計画に整合】
	<p>第4章 航空災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第3項 搜索活動</p>	<p>第4章 航空災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第3項 搜索活動</p>	
379	<p>市は、消防署、県、県警察、及び自衛隊と相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。</p> <p><u>また、必要と認めた場合は県等に対し、応援を求める。</u></p>	<p>市は、消防署、県、県警察、及び自衛隊と相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。</p> <p><u>また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p>	【県地域防災計画に整合】
	<p>第5章 鉄道災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1項 活動体制の確立</p>	<p>第5章 鉄道災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1項 活動体制の確立</p>	
386	<p>(略)</p> <p>8 県</p> <p>県は、鉄道災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>8 県</p> <p>県は、鉄道災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害警戒<u>対策</u>本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。</p>	【県地域防災計画に整合】
	(次項)	(次項)	

嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
388	<p data-bbox="151 268 641 302">第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p data-bbox="151 338 641 411">1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート (1) 災害警戒本部設置の場合</p>  <p data-bbox="344 1598 765 1627">※-----は、必要に応じて連絡</p>	<p data-bbox="1436 268 1926 302">第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p data-bbox="1436 338 1926 411">1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート (1) 災害警戒対策本部設置の場合</p>  <p data-bbox="1638 1619 2059 1648">※-----は、必要に応じて連絡</p>	<p data-bbox="2721 327 2881 394">【県地域防災計画に整合】</p>

嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
389	<p>(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）</p> <p>※-----は、必要に応じて連絡</p>	<p>(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）</p> <p>※-----は、必要に応じて連絡</p>	<p>【県地域防災計画に整合】</p>

嬉野市地域防災計画（第4編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第4項 救助活動	第4項 救助活動	
393	<p>2 消防機関 消防機関は、市と連携し、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。 また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。 要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。</p> <p>3 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。 (新設) (1) 他の市町に対し、応援の指示をする。 (2) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。 (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略)</p>	<p>2 消防機関 消防機関は、市と連携し、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。 また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。<u>必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> 要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。</p> <p>3 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。 <u>(1) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。</u> (2) 他の市町に対し、応援の指示をする。 (3) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。 (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略)</p>	【県地域防災計画に整合】
	第5項 救急活動	第5項 救急活動	
394	<p>2 消防機関 (略) 消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。</p> <p>3 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。 (新設) (1) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。 (2) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p>	<p>2 消防機関 (略) 消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。<u>必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p>3 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。 <u>(1) 県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。</u> (2) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。 (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p>	【県地域防災計画に整合】